

事業被害防止のためのハーファイフル銃の所持許可の流れ①

認定鳥獣捕獲等事業者等・被害防止計画の捕獲従事者に係る特例

認定鳥獣捕獲等
事業者等・市町村

ハンターを推薦

- ・認定鳥獣捕獲等事業者等の捕獲従事者
- ・被害防止計画捕獲従事者（鳥獣被害対策実施隊の隊員を含む）

のうち、ハーファイフル銃を使用した捕獲等を行う必要がある者からの求めに応じ、事業者・市町村がそれぞれ推薦

都道府県
申請者の活動が
都道府県内の事業被害
防止に広く資すること
を確認

申請者（ハンター）の求めにより、都道府県は、下記の両方に該当することを確認

- ・申請者が捕獲等をしようとする獣類が、その都道府県内で広く事業被害を生じさせていること
- ・申請者がハーファイフル銃で行う、その獣類の捕獲等の活動（狩猟も含む）が、その都道府県での事業被害防止に広く資する活動であること

ハンター
都道府県公安委員会
に所持許可を申請

申請者（ハンター）の住所地を
管轄する警察署に対し、推薦書
と確認書を提出

都道府県公安委員会

ハンターへの
所持許可

欠格事由該当性等について
審査の上、許可の可否を判断

推薦書	確認書
A 県公安委員会殿 M市長	A 県公安委員会殿 A 県知事
下記の者は、M市の被害防止計画捕獲従事者であり、特定ライフル銃を使用して当該獣類の捕獲等に従事する必要があるものと認めます。	下記の者が行おうとする下記の獣類の捕獲等の活動は、当都道府県内における事業被害防止に広く資する活動と認められます。
氏名：狩 太郎	氏名：狩 太郎 獣類：シカ

事業被害防止のためのハーフライフル銃の所持許可の流れ② 都道府県知事からの国に対する通知に基づく特例

都道府県

事業被害防止の必要性
に関する通知を发出

ハンター

都道府県公安委員会
に所持許可を申請

都道府県公安委員会

ハンターへの
所持許可

都道府県公安委員会

捕獲活動実績の確認

特定の都道府県の区域で、当該都道府県における事業被害の防止のため、
ハーフライフル銃による特定の獣類※の捕獲が必要である旨を示す通知を发出

※ 現時点でニホンシカ、イノシシ、ヒグマ、ツキノワグマを想定。ただし、獣類の範囲については都道府県における捕獲等の実情を踏まえて、必要に応じて環境省、農水省及び警察庁において見直すこととする。

都道府県が通知を发出する基準

- その都道府県において、その獣類による事業被害を防止する必要があるか
- 流れ①の利活用の状況を踏まえ更に通知を发出して対策を行う必要があるか
(北海道のエゾシカ・ヒグマについては流れ①の利活用を経る必要はない)
- その都道府県において、その獣類をハーフライフル銃で捕獲する必要があるか

その者の住所地を管轄する警察署で、通知が发出されている
都道府県においてその獣類を捕獲する旨申告

申告書
Y県公安委員会殿
氏名：狩太郎
A県においてハーフライフル銃を使用してシカの捕獲等に従事します。

欠格事由該当性等について審査の上、許可の可否を判断

ハンターは、1年に1回以上、通知に係る都道府県において通知に係る獣類の捕獲活動を行い、警察による検査の際捕獲活動実績を示す

※ 実際に弾を消費したことや、当該獣類を捕獲したことまでは要しない。

使用実績報告書
氏名：狩太郎

年月日	R7.11.21	R8.1.5
場所	B県	A県
同行者	獵銃次郎	なし
消費弾数	4	0
備考	シカ	シカ

※書式はイメージ